

[%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 4 月 18 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

以下の技術協力プロジェクト等において専門家業務に携わった法人（共同企業体代表者、構成員及び補強業務従事者の所属元企業を含む）及び個人は本件への参加を認めません。

- ・ルワンダ国キガリ市無収水対策強化プロジェクト
- ・ケニア国無収水削減能力向上プロジェクト
- ・マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト
- ・南アフリカ国無収水対策を通じた水道インフラのスケールアップ支援アドバイザー

(2) 必要予防接種：黄熱病

【ケニア】

黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。

黄熱に感染する危険のある国です。以下の地域以外へ渡航する、生後9か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。

※一般的には、渡航先が北東州の全域、海岸州のキリフィ（Kilifi）、クワレ（Kwale）、ラム（Lamu）、マリンディ（Malindi）、タナ川（Tanariver）の各県、ナイロビ（Nairobi）市、モンバサ（Mombasa）市のみであれば、黄熱の予防接種は推奨されていません。

【マラウイ】

黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

黄熱に感染する危険のある国ではないので、黄熱の予防接種は推奨されていません。

【ルワンダ】

黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。

黄熱に感染する危険のある国ではないので、黄熱の予防接種は推奨されていません。

6. 業務の背景

アフリカ地域の水道事業体は多くの課題を抱えており、安全で持続可能な水供給の確保が依然として大きな課題となっている。特に、収益確保の困難さや人材・技術の不足が深刻であり、無収水の削減やサービスの向上が求められている。こうした状況のもと、「水道事業体実務者の学び合いワークショップ(WURP)」は、2018年より、マラウイの Lilongwe Water Board(LWB)、ルワンダの Water and Sanitation Corporation(WASAC)、ケニアの Embu Water and Sewerage Company(EWASCO) の3つの水道事業体によって活動が行われてきた。この協力関係の下、各国の水道事業体が個別に進めてきた無収水対策の取り組みが相互に結びつき、面的な広がりを見せている。「安全で安定的かつ安価な水道をすべての人に届ける」という共通のビジョンのもと、各国の水道事業体は年に1回程度集まり、好事例や活動成果を共有するワークショップを開催するとともに、それぞれの地域で Performance Improvement Plan(PIP)を作成し、その進捗をモニタリングしている。さらに、得られた知見・経験を定期的にオンラインで共有しながら、無収水削減をはじめとする事業改善に取り組んでいる。2024年までに計5回ワークショップは開催され、これらのワークショップには、マラウイ、ケニア、ルワンダの水道事業体に加え、日本の横浜市水道局などが参加し、無収水削減のベストプラクティスや課題について意見交換を行ってきた。

本調査は、これまで行ってきた WURP 活動の成果や有効性などについて、第三者による客観的な評価を行うことで、WURP 自体の今後の方向性を検討するとともに、今後の同様のプラットフォーム活動に対する提言、教訓を得るものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、WURP の取り組みについて当初の構想と活動実績、具体的な成果の発現状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）等を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2025年6月上旬～2025年6月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（ルワンダ、ケニア、マラウイで実施された無収水削減技プロ（後述10(2)②参照）の事業進捗報告書、南ア

フリカ個別専門家の業務完了報告書、PIP 活動実績資料（不足する情報は現地業務で収集）、MOU 等）をレビューし、WURP の実績（C/P 及び JICA からの投入、活動、アウトプット、PIP 目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

- ② WURP の実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、WURP 日本人関係者（プロジェクト専門家（現在及び過去の専門家含む）、WURP の C/P 関係者（参加水道事業者の現在及び過去の担当者、上司及び PIP 活動を実際に現地で実施した現場作業員等）、JICA 関係者（現在及び過去の担当事務所員等）、その他ワークショップに参加した関係機関・開発パートナー等）に対する質問票（英文）を提案する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（2） 現地業務（2025 年 7 月上旬～2025 年 7 月下旬）

- ① JICA ルワンダ、ケニア、マラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ② WURP 関係者に対して、本調査の目的・方法について説明を行う。
- ③ 事前に配付した質問票を回収、整理するとともに WURP 関係者に対するヒアリング等を行い、活動実績（C/P の投入、活動、アウトプット、PIP 目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、WURP の取り組みの実績、成果、課題、教訓等を抽出する。
- ⑤ 各ヒアリングの議事録を作成する。
- ⑥ 調査結果や C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、「WURP 活動の成果や有効性の評価と今後の方向性の検討結果及び同様のプラットフォーム活動に対する提言書（案）」（和文）の作成を意識したとりまとめを行う。
- ⑦ 必要に応じ、調査終了時に JICA 事務所等へ調査結果（⑥の骨子を想定）を報告する。

（3） 整理業務（2025 年 8 月上旬～2025 年 8 月下旬）

- ① 報告会に出席する。

- ② 「WURP 活動の成果や有効性の評価と今後の方向性の検討結果及び同様のプラットフォーム活動に対する提言書（案）」（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2025年8月29日（金）までに提出。

次の①、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 「WURP 活動の成果や有効性の評価と今後の方向性の検討結果及び同様のプラットフォーム活動に対する提言書（案）」（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年7月上旬～7月下旬を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務従事者には単独で現地調査を行っていただきます。

③ 便宜供与内容

JICA事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・基本合意書 (MOU)
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ルワンダ国キガリ市無収水対策強化プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1502365/index.html>
 - ・ケニア国無収水削減能力向上プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500420/index.html>
 - ・マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1602141/index.html>
 - ・JICA グローバル・アジェンダ クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各 JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに

渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上